

秋田市告示第335号

秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により
告示する。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市にぎわい交流館
秋田市中通一丁目自動車駐車場
- 2 指定管理者 あきたまちづくり共同企業体
代表者 秋田まちづくり株式会社
代表取締役社長 畠 山 豊
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで